

**改正**

平成22年9月30日条例第23号

深谷市高齢者保健福祉委員会設置条例

(設置)

**第1条** 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第2条の基本的理念にのっとり、本市における高齢者保健福祉施策に関する計画立案及びその実施が円滑かつ適切に行われることに資するため、深谷市高齢者保健福祉委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 深谷市老人保健福祉計画の見直しに関すること及び見直し計画の立案に関すること。
- (2) その他高齢者保健福祉施策に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 介護保険被保険者を代表する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 介護保険事業所の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

(委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

**第5条** 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、高齢者福祉担当課において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

#### 附 則 (平成22年9月30日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)から(7)まで 略

(8) 第6条の規定 平成25年2月23日